

令和 4 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 5 年 11 月

仙 台 国 税 局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加
- 簡易な接触を含めた調査等合計の申告漏れ所得金額及び追徴税額は、一件当たりも含めて増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 2,385 件（前事務年度 1,627 件）、着眼調査が 414 件（同 247 件）であり、合計 2,799 件（同 1,874 件）、このほか、簡易な接触の件数は 29,388 件（同 30,875 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 32,187 件（同 32,749 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 16,010 件（同 15,917 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、222 億 1 千 2 百万円（同 167 億 7 千 3 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 213 億 6 千 8 百万円（同 160 億 8 千 2 百万円）、着眼調査によるものは 8 億 4 千 4 百万円（同 6 億 9 千 1 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 132 億 8 千 9 百万円（同 105 億 2 千 5 百万円）となっており、調査等合計では 355 億円（同 272 億 9 千 8 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、39 億 4 千 9 百万円（同 28 億 6 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 38 億 6 千 8 百万円（同 27 億 4 千 1 百万円）、着眼調査によるものは 8 千 1 百万円（同 6 千 5 百万円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、141 万 1 千円（同 149 万 7 千円）となっています。

- また、簡易な接触による追徴税額は 10 億 6 千 6 百万円（同 11 億 2 千 1 百万円）となっており、調査等合計では 50 億 1 千 5 百万円（同 39 億 2 千 7 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数	件	1,627		247		1,874		30,875		32,749
			2,385	146.6%	414	167.6%	2,799	149.4%	29,388	95.2%	32,187
2	申告漏れ等の非違件数	件	1,398		156		1,554		14,363		15,917
			2,000	143.1%	262	167.9%	2,262	145.6%	13,748	95.7%	16,010
3	申告漏れ所得金額	百万円	16,082		691		16,773		10,525		27,298
			21,368	132.9%	844	122.1%	22,212	132.4%	13,289	126.3%	35,500
4	追徴税額	百万円	2,254		59		2,313		1,046		3,359
			3,223	143.0%	73	123.7%	3,296	142.5%	1,039	99.3%	4,335
5	加算税額	百万円	487		6		493		74		568
			646	132.6%	8	133.3%	653	132.5%	27	36.5%	680
6	計	百万円	2,741		65		2,806		1,121		3,927
			3,868	141.1%	81	124.6%	3,949	140.7%	1,066	95.1%	5,015
7	申告漏れ所得金額	千円	9,885		2,797		8,950		341		834
			8,959	90.6%	2,038	72.9%	7,936	88.7%	452	132.6%	1,103
8	追徴税額	千円	1,385		239		1,234		34		103
			1,351	97.5%	177	74.1%	1,177	95.4%	35	102.9%	135
9	加算税額	千円	299		26		263		2		17
			271	90.6%	18	69.2%	233	88.6%	1	50.0%	21
10	計	千円	1,685		265		1,497		36		120
			1,622	96.3%	195	73.6%	1,411	94.3%	36	100.0%	156

(注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1,030件（前事務年度666件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、842件（同515件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、47億7千4百万円（同32億8千6百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	3事務年度	4事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 666	件 1,030	% 154.7
土地建物等	561	871	155.3
株式等	105	159	151.4
② 申告漏れ等の 非違件数	件 515	件 842	% 163.5
土地建物等	441	709	160.8
株式等	74	133	179.7
③ 非違割合 (② / ①)	% 77.3	% 81.7	ポイント 4.4
土地建物等	78.6	81.4	2.8
株式等	70.5	83.6	13.2
④ 申告漏れ所得金額	百万円 3,286	百万円 4,774	% 145.3
土地建物等	2,707	4,014	148.3
株式等	579	760	131.1
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 493	万円 463	% 93.9
土地建物等	483	461	95.5
株式等	552	478	86.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加
- 簡易な接触を含めた調査等合計の追徴税額は、一件当たりも含めて増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,652件（前事務年度1,106件）、着眼調査が216件（同124件）であり、合計1,868件（同1,230件）、このほか、簡易な接触の件数は3,609件（同4,607件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は5,477件（同5,837件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は3,834件（同3,804件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、17億9千4百万円（同12億6千5百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは17億4千6百万円（同12億3千万円）、着眼調査によるものは4千8百万円（同3千5百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は2億4千3百万円（同3億6千1百万円）となっており、調査等合計では20億3千7百万円（同16億2千6百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比				
1	調査等件数	1,106		124		1,230		4,607		5,837	
	件	1,652	149.4%	216	174.2%	1,868	151.9%	3,609	78.3%	5,477	93.8%
2	申告漏れ等の非違件数	905		91		996		2,808		3,804	
	件	1,356	149.8%	150	164.8%	1,506	151.2%	2,328	82.9%	3,834	100.8%
3	追徴税額	1,012		29		1,041		330		1,371	
	本税	1,429	141.2%	40	137.9%	1,469	141.1%	219	66.4%	1,688	123.1%
4	加算税	218		6		224		32		256	
	千円	317	145.4%	8	133.3%	326	145.5%	24	75.0%	349	136.3%
5	計	1,230		35		1,265		361		1,626	
	百万円	1,746	142.0%	48	137.1%	1,794	141.8%	243	67.3%	2,037	125.3%
6	一件当たり追徴税額	915		231		846		72		235	
	本税	865	94.5%	184	79.7%	786	92.9%	61	84.7%	308	131.1%
7	加算税	197		49		182		7		44	
	千円	192	97.5%	39	79.6%	174	95.6%	7	100.0%	64	145.5%
8	計	1,112		280		1,028		78		279	
	千円	1,057	95.1%	222	79.3%	961	93.5%	67	85.9%	372	133.3%

(注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～追徴税額の総額は増加、1件当たり追徴税額は高水準～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、68件（前事務年度70件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,188万円（同1,251万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の896万円（同989万円）に比べ1.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は8億8百万円（同8億7千5百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は405万円（同213万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の162万円（同169万円）に比べ2.5倍となっています。また、追徴税額の総額は2億7千6百万円（同1億4千9百万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は539万円（同525万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の162万円に比べ3.3倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		件				
調査件数	件		70	68	97.1%	2,385
申告漏れ等の非違件数	件		61	58	95.1%	2,000
申告漏れ所得金額	百万円		875	808	92.3%	21,368
追徴税額	百万円		149	276	185.2%	3,868
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,251	1,188	95.0%	896
	追徴税額	万円	213	405	190.1%	162

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		件				
調査件数	件		4	12	300.0%	2,385
申告漏れ等の非違件数	件		3	12	400.0%	2,000
申告漏れ所得金額	百万円		108	205	189.8%	21,368
追徴税額	百万円		21	65	309.5%	3,868
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,704	1,712	63.3%	896
	追徴税額	万円	525	539	102.7%	162

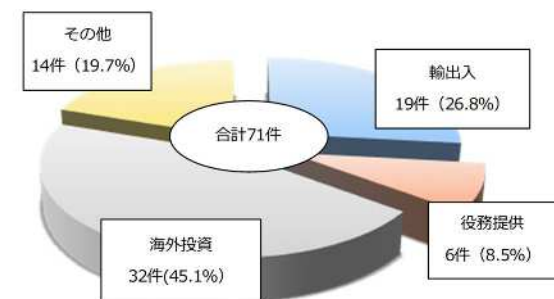
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～調査件数及び非違件数は増加～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、71件（前事務年度41件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,064万円（同2,090万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は7億5千6百万円（同8億5千7百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は209万円（同362万円）となっています。また、追徴税額の総額は1億4千9百万円（同1億4千9百万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	件	件				
調査件数	41	71	41	71	173.2%	2,385
申告漏れ等の非違件数	29	62	29	62	213.8%	2,000
申告漏れ所得金額	百万円	857	857	756	88.2%	21,368
追徴税額	百万円	149	149	149	100.0%	3,868
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,090	1,064	50.9%	896
	追徴税額	万円	362	209	57.7%	162

○ 取引区分別の調査の状況



(注) ()内の数値は構成比
(参考)

- 1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る 1 件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和 4 事務年度においては、70 件（前事務年度 59 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、808 万円（同 1,028 万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 5 億 6 千 6 百万円（同 6 億 7 百万円）に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 106 万円（同 207 万円）となっています。また、追徴税額の総額は 7 千 4 百万円（同 1 億 2 千 2 百万円）に上ります。

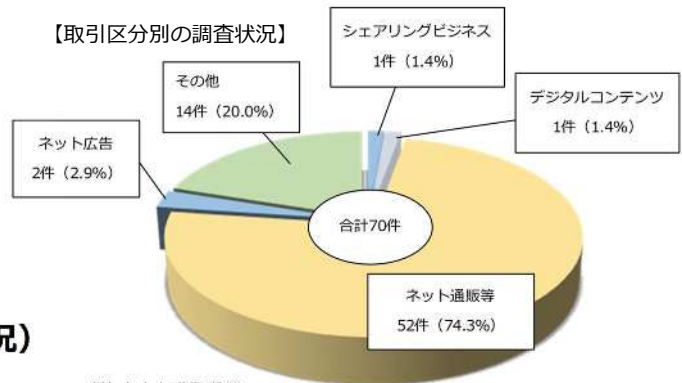
（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和 4 事務年度においては、25 件（前事務年度 14 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、1,354 万円（同 2,082 万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 3 億 3 千 8 百万円（同 2 億 9 千 1 百万円）に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 315 万円（同 386 万円）となっています。また、追徴税額の総額は 7 千 9 百万円（同 5 千 4 百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度				
調査件数	件	59	70	118.6%	2,385	
申告漏れ等の非違件数	件	50	57	114.0%	2,000	
申告漏れ所得金額	百万円	607	566	93.2%	21,368	
追徴税額	百万円	122	74	60.7%	3,868	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,028	808	78.6%	896
	追徴税額	万円	207	106	51.2%	162



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度				
調査件数	件	14	25	178.6%	2,385	
申告漏れ等の非違件数	件	12	23	191.7%	2,000	
申告漏れ所得金額	百万円	291	338	116.2%	21,368	
追徴税額	百万円	54	79	146.3%	3,868	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,082	1,354	65.0%	896
	追徴税額	万円	386	315	81.6%	162

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税の1件当たり追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、233件（前事務年度164件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,605万円（同2,053万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の896万円（同989万円）に比べ2.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は60億6千9百万円（同33億6千7百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の450万円（同275万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の162万円（同169万円）の2.8倍となっています。また、追徴税額の総額は10億4千9百万円（同4億5千1百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、436件（同338件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の253万円（同227万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の106万円（同111万円）の2.4倍となっています。また、追徴税額の総額は11億5百万円（同7億6千7百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	164	233	142.1%	2,385
申告漏れ所得金額	3,367	6,069	180.2%	21,368
追徴税額	451	1,049	232.6%	3,868
1件当たり 申告漏れ所得金額	2,053	2,605	126.9%	896
1件当たり 追徴税額	275	450	163.6%	162

<消費税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	338	436	129.0%	1,652
追徴税額	767	1,105	144.1%	1,746
1件当たり追徴税額	227	253	111.5%	106

5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、69件（前事務年度41件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は6千1百万円（同2千7百万円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
	件数	件			
調査件数	件		41	69	168.3%
申告漏れ等の非違件数	件		32	56	175.0%
追徴税額	百万円		27	61	225.9%
1件当たり追徴税額	万円		65	88	135.4%

(注) 1 「4事務年度」は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行なっている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った件数である。

2 「3事務年度」は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行なっている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査を行った件数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払を一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、15件（前事務年度15件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は2千2百万円（同1千3百万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
	件数	件			
調査	件数	件	15	15	100.0%
追徴	税額	百万円	13	22	169.2%
1件あたり	追徴税額	万円	90	150	166.7%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	特定貨物自動車運送	1,501	525	-
2	ブリーダー	1,492	298	-
3	酒場	1,447	698	-
4	畜産農業（搾乳牛）	1,443	263	-
5	食堂	1,385	265	15
6	林業	1,376	482	13
7	果樹栽培農業	1,362	246	2
8	土木工事	1,191	455	3
9	中華料理店	1,168	211	-
10	ダンブ運送	1,157	248	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	25 事務年度		26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,492	パ	2,105	解体工事	1,844	ダンブ運送	1,777	ダンブ運送	1,537
2	スタンドバー	1,008	冷暖房設備工事	1,403	ハ	1,581	林業	1,608	スナック	1,455
3	塗装工事	910	左官工事	1,106	特定貨物自動車運送	1,493	とび工事	1,583	運転代行業	1,406
4	果樹栽培農業	888	電気配線工事	1,050	普通旅館	1,480	貨物軽車両運送	1,387	とび工事	1,129
5	自動車小売業	867	果樹栽培農業	1,046	ダンブ運送	1,463	一般海面漁業	1,322	冷暖房設備工事	1,109

	30 事務年度		元 事務年度		2 事務年度		3 事務年度		4 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	内科医	1,241	コンビニエンスストア	1,649	米作農業	1,040	個人タクシー	1,671	特定貨物自動車運送	1,501
2	スナック	1,181	果樹栽培農業	1,359	土木工事	1,020	果樹栽培農業	1,648	ブリ－ダ	1,492
3	土木工事	1,148	とび工事	1,164	内装工事	945	土木工事	1,264	酒場	1,447
4	施設園芸農業(花き)	1,083	畜産農業(肉用牛)	1,048	電気配線工事	791	畜産農業(肉用牛)	1,042	畜産農業(搾乳牛)	1,443
5	防排水工事	972	保険代理業	1,017	果樹栽培農業	711	水道衛生工事	991	食堂	1,385

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。